

第17 消防用水（令第27条関係）

1 消防用水の形態等

消防用水は、防火水槽又はプールその他これらに類する形態（河川、海等は、原則として除く。）を有するものとする。

2 構造等

(1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

ア 吸管投入孔●

(ア) 消防用水に設ける吸管投入孔は、直径0.6m以上の円形とし、所要水量が80m³未満のものにあつては1個以上、80m³以上のものにあつては2個以上設けること。

(イ) 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

イ 水源

(ア) 水源水量

第2 屋内消火栓設備 1 (1)を準用すること。

(イ) 有効水源水量の確保●

吸管投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットは、一辺が0.6m以上の長方形若しくは正方形又は直径0.6m以上の円形とし、深さ0.5m以上とすること。

(ウ) 水源水槽の構造

第2 屋内消火栓設備 1 (6)を準用すること。

(2) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの●

ア 採水口

(ア) 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号。以下「結合金具の規格省令」という。）に規定される呼称75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第17-1表によること。

第17-1表

所要水量	20m ³	40～100m ³	120m ³ 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

(イ) 採水口は、地盤面から高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

(ウ) 採水口には、覆冠等を取り付けること。

(エ) 採水口は、（一社）日本放水器具工業会の自主認定品を設けること。

イ 水源

水源は、前(1)イを準用すること。

ウ 配管等

採水口に接続する配管は、第2 屋内消火栓設備 3 (8)から(10)、(14)及び(20)を準用するほか、次によること。

(ア) 呼び径は、100A以上とすること。

(イ) 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

(3) 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次により、ポンプを用いる加圧送水装置（以下「加圧送水装置」という。）及び採水口を設けた場合は、令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

ア 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数

加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第17－2表によること。

第17－2表

所要水量	20m ³	40～100m ³	120m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1100 L/min	2200 L/min	3300 L/min
採水口の数	1 個	2 個	3 個

イ 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ及びエを除く。）を準用するほか、次によること。

（ア）加圧送水装置の位置は、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

（イ）加圧送水装置の全揚程は、前アに定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

ウ 採水口

採水口は、結合金具の規格省令に規定される呼称65の差し口に適合する単口とするほか、前(2)ア（イ）から（エ）までを準用すること。

エ 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

オ 配管等

採水口に接続する配管は、呼び径65A以上とし、第2 屋内消火栓設備3(8)から(10)、(12)～(15)及び(17)～(20)までを準用すること。

カ 起動装置

（ア）採水口の位置には、加圧送水装置の遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等から加圧送水装置を起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができる。

（イ）遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、規則第12条第1項第3号ロの規定に準じた赤色の灯火を設けること。

（ウ）採水口の直近には、加圧送水装置の始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前（イ）により設けた赤色の灯火を点滅させることにより、加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

キ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

ク 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、第2 屋内消火栓設備6を準用するほか、非常電源の容量は、加圧送水装置を有効に60分以上作動できる容量とすること。

(4) 地盤面より高い部分に設ける消防用水●

ア 採水口からの吐出圧力が0.15MPa未満の場合

(ア) 採水口

- a 採水口は、前(2)アを準用すること。
- b 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(イ) 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

(ウ) 配管

配管は、前(3)オを準用すること。

(エ) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

イ 採水口からの吐出圧力が0.15MPa以上の場合

(ア) 貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数

貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数は、前(3)アを準用すること。

(イ) 採水口

- a 採水口は、前(3)ウを準用すること。
- b 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(ウ) 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

(エ) 配管

配管は、前(3)オを準用すること。

(オ) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

(カ) 吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置

採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置は、第2 屋内消火栓設備2(2)エ(ア)、(エ)、(オ)(dを除く。)及び(カ)を準用すること。

3 表示等

- (1) 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に第17-1図の例により標識を設置することとし、「消防用水」の表示とともに当該消防水の容量を併記すること。
- (2) 吸管投入孔の蓋上部には、「吸管投入孔」と表示すること。
- (3) 採水口には、「採水口」又は「消防用水採水口」と表示すること。
- (4) 前2(3)により加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口付近に当該加圧送水装置の起動方法を表示すること。

4 水 量

一の消防用水は40m³以上の水量とすること。●

5 蓄熱槽水との兼用

消防用水を空調用蓄熱槽水と兼用する場合は、上記のほか、次によること。

- (1) 温度は、おおむね40℃以下であること。
- (2) 水質は、原水を上水道水とする等消防活動上支障がないものであること。
- (3) 吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱水槽部分のうち水温の低い部分に設けること。
- (4) 採水口は、消防ポンプ自動車は2m以内に接近できる位置に設けること。

(5) 吸管投入孔及び採水口の付近には、見やすい個所に次の事項を掲示すること。

ア 消防用水である旨

イ 採水可能水量

ウ 注意事項

(6) 採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱水槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするため、電磁棒又はフート弁等により有効水量を確保するなど、必要な措置が講じられていること。

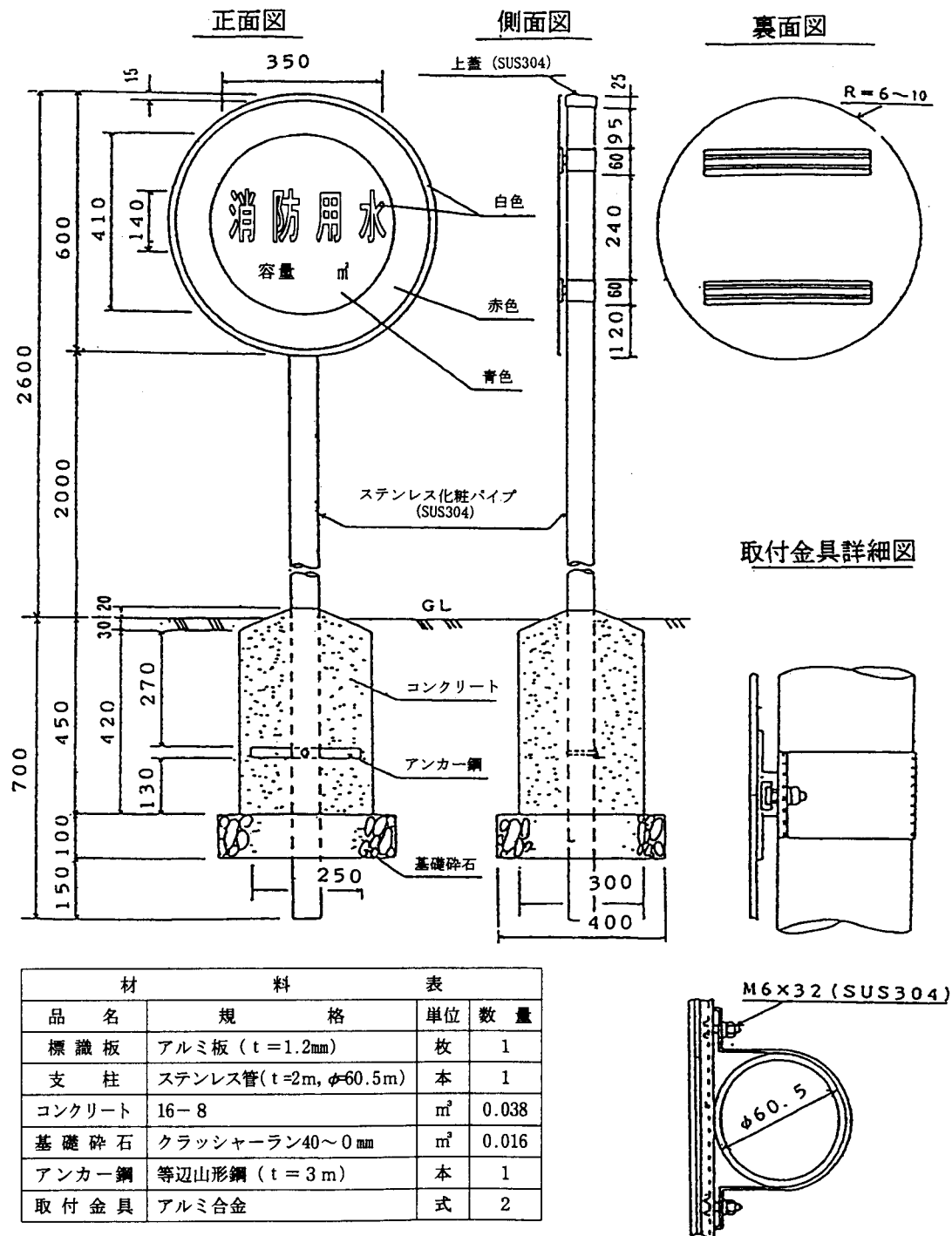
なお、採水により冷暖房に支障を生じない目安は、蓄熱槽容量の8分の1以下であることから、消防用水としての使用可能量については関係者と協議して決定すること。

(7) 消火設備の水槽又は指定消防水利として使用する場合には、次によることとし、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。

ア 他の消火設備の水源と兼用する場合は、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上を確保すること。

イ 消防水利と兼用する場合は、消防水利又は消防用水それぞれの必要量のうち、大なるものの水量以上を確保すること。

消防用水標識参考図（第17-1図）



※ 消防水利の標識とする場合は、「消防用水」及び「容量」の部分を「消防水利」に改めること。